

とよなか起業・チャレンジセンター運營業務委託 仕様書

1. 事業目的

豊中市の都市型住宅都市という特性とあわせて多様な中小企業が集積するまちという特性にも着目して、地域を舞台とした新たなビジネスを興す起業家や、市内事業者等の新たなチャレンジの支援を行うことを基本的な目的とする。

2. 施設所在地及び配置機能（別紙「レイアウト図」参照）

施設所在地

庄内駅前庁舎 2階（豊中市庄内東町 2-1-4）

※令和5年3月に現在のきたしん豊中ビル（豊中市岡町 1-1）から移転予定

配置機能

- ①シェアードオフィス会員用ルーム 6室
- ②フリーシート会員用席 4席
- ③相談室 4席×2室
- ④ロビー兼セミナー会場
- ⑤ビジネス図書コーナー
- ⑥事務所

3. 委託内容

（1）支援機関等（※）との連携を活かした効果的な運営

起業家や市内事業者等がとよなか起業・チャレンジセンターを利用し、円滑な事業活動を行うための仕組みをつくるために、受注者は次の業務を行うこと。

- ①会員を募集すること。
- ②発注者が開催する関係機関を含めた入居会員審査会の補助業務を行うこと。
- ③会員契約手続きにおける補助業務を行うこと。
- ④起業家や市内中小企業の新たなチャレンジの支援施設のしくみを提案・実施すること。
- ⑤とよなか起業・チャレンジセンターのウェブページを作成し管理運営すること。
- ⑥その他、とよなか起業・チャレンジセンター事業の目的に沿った運営の仕組みづくりに付随する業務。
- ⑦図書館と連携したビジネス図書コーナーの管理運営すること。

（※）豊中商工会議所、日本政策金融公庫、図書館等といった起業家や事業者支援に協力いただける機関

（2）会員の育成・支援

会員の育成・事業活動の支援をするために、受注者は次の業務を行うこと。

- ①会員の課題の早期発見、解決のための相談事業。
- ②会員の事業進捗状況や事業内容に対応した情報提供。
- ③会員の利益を生む仕組みづくりのための経営支援を行うこと。

- ④会員間や外部専門家等とのネットワークの構築・交流促進を行うこと。
- ⑤会員に対する育成・支援内容及び収支決算などの経営状況等を詳細に記録し、それらを発注者に毎月報告するしくみを提案・実施すること。
- ⑥とよなか起業・チャレンジセンターを退会・卒業した会員の経営状況等を把握しそれらを報告するしくみを提案・実施すること

(3) 市内事業者等の経営・起業支援や事業者間等との交流・連携契機の創出

市内中小企業の経営力を向上させるために、受注者は次の業務を行うこと。

- ①事業フェーズに応じた市内中小企業や創業希望者の経営・起業支援を行うこと。
- ②事業者間、支援機関等との情報交換など交流・連携の場の設定を行うこと。
- ③市内中小企業に対する支援内容を詳細に記録し、それらを発注者に毎月報告するしくみを提案すること。

(4) とよなか創業ナビ(※)の事業遂行

とよなか創業ナビの連携機能機能を果たすため、受注者は次の業務を行うこと。

- ①経営、財務、人材育成、販路開拓等の各分野に関する相談、事業計画のブラッシュアップを行うこと。

(産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業の実施)

- ②とよなか創業ナビ事務局の補助業務を行うこと。

(※) 豊中市、豊中商工会議所、日本政策金融公庫十三支店等が連携して実施している、創業・起業に向けた相談の受付、適切な関係支援機関の紹介など、総合的な創業支援の取組

(5) 市が実施する事業との連携

- ①市が実施する豊中市チャレンジ事業補助金について、申込を検討する事業者への申込書作成支援や事業へのアドバイスを行うこと。
- ②豊中市における中小企業振興施策を効果的に進めるため、市が実施するセミナーや事業所訪問等と連携して事業を展開すること。
- ③その他、市が実施する市内中小企業の新たなチャレンジを支援する事業に付随する業務を行うこと。

(6) その他関連する業務

- ①本業務に関して、効果検証を行うこと。
- ②とよなか起業・チャレンジセンターに関する問い合わせ(電話、メール等を想定)に誠実に対応すること。
- ③とよなか起業・チャレンジセンターの運営を円滑に進めるために必要な業務について、発注者と協議のうえ、実施すること。

4. その他

- (1) 受注者は、業務遂行に際し、個人情報保護法及び豊中市個人情報保護条例の規定を遵守すること。

- (2) 受注者は、基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行すること。
- (3) 現在の会員については、引き続き会員として利用を認めること。
- (4) 事業者支援に係る資格所有者（インキュベーションマネージャーや中小企業診断士など）の配置に努めること。
- (5) 職員が施設に常駐すること。常駐時間は、9時～17時とする。（土日祝、年末年始を除く。）
なお、入居会員は、9時～20時（土日祝含む）まで利用することができる。
- (6) 施設内の既存の机、椅子、電気等は無償で使用できるものとし、その他業務に必要な備品は受注者において用意すること。
- (7) 受注者は、施設の開閉館準備及び施設利用者の入退室に係る対応を行うこと。
- (8) 受注者は、施設利用者が「施設利用規則」に基づいて、施設を利用しているか管理すること。
- (9) とよなか起業・チャレンジセンターは、令和5年（2023年）3月に庄内駅前庁舎（豊中市庄内東町2-1-4）への移転を予定しているため、4月からの事業開始に向け、必要な準備を行うこと。
- (10) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、審査により選定された事業者との協議により仕様書を作成し決定するものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書について疑義の生じた事項、又は不測の事態の対応等については、市と受注者とが協議して定めるものとする。
- (12) とよなか起業・チャレンジセンターは、令和5年（2023年）3月に庄内駅前庁舎（豊中市庄内東町2-1-4）への移転後、とよなか雇用創造協議会が施策展開しているフリーランス支援事業の拠点としても機能することとなる。受注者は、別途とよなか雇用創造協議会から委託されるフリーランス支援業務も実施すること。なお、別途とよなか雇用創造協議会から委託されるフリーランス支援業務の内容及び委託料については、とよなか雇用創造協議会と協議の上、決定するものとする。

(参考) 施設概要

施設名称	とよなか起業・チャレンジセンター	
施設住所	大阪府豊中市庄内東町 2-1-4 2階 (庄内駅前庁舎)	
営業時間	9時～17時 (土日祝、年末年始 (12/29～1/3) を除く)	
支援対象者	市内事業者、創業希望者など	
入居者支援関係		
会員区分	シェアード会員	フリーシート会員
入居対象者	別紙「とよなか起業・チャレンジセンター会員規約」に記載のとおり	
会員期間		
入居料 (月額)	12,000 円 (税込)	2,000 円 (税込)
室数	6 室	4 席
面積	約 5 m ²	—
利用可能時間	9時～20時 (土日祝含む)	

※予定のため、変更になる場合があります。

(参考) とよなか起業・チャレンジセンター 過去の相談件数など

	令和3年度	令和4年度 (12月末現在)
起業・経営相談件数	125 件	132 件 うち、特定創業支援事業に係る 相談は、50 件
シェアード会員数	4 者	3 者
フリーシート会員数	4 者	4 者
セミナー実施回数 (※)	2 回	1 回
チャレンジ事業補助金に係る相談数	8 件	4 件

※新型コロナウイルス感染症の流行前は、月 1～2 回程度、実施

(別紙1) 備品等準備一覧

発注者		受注者	
1	施設（使用料・光熱水費を含む）	1	業務に必要なパソコン等の備品
2	電話・FAX（通話料含む）	2	その他の事務用品
3	インターネット環境（通信料含む）	3	
4	複合機	4	
5	事務所、ロビーの机・椅子	5	
6	キャビネット	6	